令和3年度

枚方市市内企業若者雇用推進事業委託仕様書(案)

令和3年 月

枚方市 観光にぎわい部 商工振興課

1. 総則

令和3年度枚方市市内企業若者雇用推進事業委託仕様書は、枚方市(以下「発注者」という。)が発注する令和3年度枚方市市内企業若者雇用推進事業委託について、受注者が遵守 しなければならない仕様を定めたものである。

2. 事業名称

令和3年度枚方市市内企業若者雇用推進事業委託

3. 目的

本事業の実施を通じ、製造業を主とした市内中小企業の人材確保及び若年者の安定雇用を図ることで、地域経済の活性化に繋げることを目的とする。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響等を受け、非正規雇用者を中心に雇用情勢が悪化する一方で、人材を求める中小企業も多く、雇用のミスマッチが生じている。このようなミスマッチを解消し、地域経済の活性化を図るため、地域の雇用・経済に大きな影響を与える製造業を中心に、市内中小企業の人材確保及び若年者の安定雇用を目的とした支援策を実施する。就職から就職後の定着まで一貫した支援を行うとともに、求職者のみでなく、求職前段階である学生に対しても製造業を中心とした市内中小企業との接点を創出し、業界及び企業の魅力を発信することで、将来的に市内ものづくり企業への就職に繋げる。

4. 対象

(1)企業

- ・中小企業基本法における中小企業に該当すること
- ・枚方市内に本社または事業所を有すること
- ・枚方市内の事業所において正社員の採用予定があること
- ※正社員の採用予定が無い場合も、その他の条件を満たす場合は(4)の事業への参加は可なお、正社員とは就業規則等で定める所定労働時間勤務し期間を定めずに事業所に雇用される者をいう。

(2) 求職者等

- ・概ね40歳未満の若年求職者(2022年3月大学等卒業予定者を含む)
- ・求職前段階の学生等

5. 事業内容

本事業の実施目的等を踏まえ、製造業を主とした市内中小企業の人材確保及び若年者の安定雇用を図り地域経済の活性化に繋がる事業を提案し実施すること。事業の実施にあたっては新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を行うとともに、感染拡大の状況に応じ必要と認められる場合には発注者と協議の上、オンラインでも実施可能な体制を整えること。

(1)参加企業・参加者の募集のための周知・広報

本事業において実施する各事業の参加企業・参加者を募集するための周知・広報を行う。

なお、参加企業・参加者の募集・決定においては公平性を確保すること。

① 参加企業の募集

経済団体や金融機関などとの連携、受注者のネットワークやリソースなどを最大限活用 し、参加企業の募集を行うこと。なお、各事業参加企業の募集にあたっては、事業目的 を踏まえ製造業を積極的に募集すること。

② 参加者の募集

それぞれのターゲットに合った効果的な手法により各事業の対象者に対し、事業の周知 を図り参加者を募集すること。

- (2) 合同面接・説明会でのマッチング率向上及び就職後の定着に向けた支援の企画・実施企業・求職者双方に対し、合同面接・説明会への参加及びマッチング率の向上を図るためにそれぞれ適した時期に、効果的な事業を実施すること。また、就職後の定着に向けた事業を含む一貫した支援を行うこと。なお、事業の実施にあたっては企業と参加者が交流できる場を2回以上提供し、合同面接・説明会参加目標数の達成に見合った内容とすること。
- (3) 合同面接・説明会の企画・実施

製造業を中心に市内中小企業と若年求職者をマッチングするため、合同面接・説明会(説明会のみの参加も含む)を企画・実施すること。

合同面接・説明会参加求職者数:延べ150名以上

合同面接・説明会参加企業数 : 延べ40 社以上

※参加企業のうち4割以上は製造業を営む企業とする

(4) 将来的な雇用に繋げるための市内中小企業の魅力発信事業の企画・実施 求職前段階の学生等と市内中小企業との接点を創出し、業界及び企業の魅力発信、P Rをするための事業を実施すること。なお、事業の実施にあたっては企業と参加者が 交流できる場を2回以上提供し参加目標数の達成に見合った内容とすること。

参加者数 : 延べ150名以上

参加企業数:延べ40社以上

※参加企業のうち5割以上は製造業を営む企業とする

【参考】令和元年度 枚方市市内企業若者雇用推進事業実績

時 期	内 容	参加社数/参加者数
7月	企業向けセミナー	33 社
8月・9月	企業見学バスツアー (3日間)	12 社/22 名
8月・9月	企業PR動画作成	16 社
8月・9月	企業PR冊子作成	35 社
9月	企業と若者の交流会	13 社/23 名
10 月	若者しごとマッチングフェスタ(合同面接・説明会)	39 社/107 名

1月	定着支援セミナー(新入社員・内定者向け)	9名
1月	定着支援セミナー(育成担当者向け)	14 名

6. 履行期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

7. 実施場所

本事業の実施場所はすべて枚方市内とする。ただし、新型コロナウイルス感染症対策のため、オンラインで実施することにより、参加者の増加、満足度向上などの効果が見込まれる場合はオンラインによる実施も可とする。

8. 実施体制·進捗管理

- (1) 受注者は、本事業の遂行にあたって、確実に実施できる体制を設けること。
- (2) 受注者は、本事業の遂行にあたって、発注者と協議し、業務の目的、実施体制、実施 内容、スケジュール、管理方法等の基本事項をまとめた業務実施計画書を作成し、発 注者に提出するものとする。
- (3) 受注者は、定期的に発注者と打ち合わせを行い、進捗の管理を行うこと。また、打ち合わせ経緯については議事録を作成し、3営業日以内に提出すること。

9. 事業費の取扱い

- (1) 本事業の経費をもって、他の事業の経費をまかなってはならない。
- (2)本事業で使用するパソコンやプロジェクター等の必要な機材及びイベントに必要な消耗品等については、受注者にて準備すること。

10. 報告・分析等

- (1) 受注者は本事業の効果測定のため、事業ごとに参加企業・参加者に対してアンケートを行うこと。アンケートのひな型については事前に発注者に提示し承認を得ること。 なお、当該資料は集計の上、各事業終了後2週間以内に発注者へ提出すること。
- (2)受注者はアンケート結果等を踏まえ本事業の分析を行い、より効果的な事業実施に向けた見直しを適宜行うとともに、発注者の求めに応じて報告すること。
- (3) その他、発注者は必要に応じ、事業内容等について報告を求めることがある。

11. 成果品

- (1)受注者は、本事業に係る成果品として、各事業の実績及び参加企業・参加者からのアンケート結果等を踏まえた分析を含めた内容の事業実績報告書を納入すること。
- (2) 成果品の体裁は以下を基本とするが、本事業委託契約締結後、協議のうえ決定する。
 - ・A4ファイル 2部(簡易製本すること)
 - ・電子データ (Microsoft Word、Excel、PowerPointのいずれかで閲覧可能な形式であ

ること)

- (3)本事業にかかる成果品の著作権、所有権等の権利は、すべて発注者に所属するものとする。また、発注者は成果品のすべてについて、必要な範囲で改変し、または二次利用する権利を有するものとする。
- (4)受注者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任を負うものとする。

12. 業務の再委託

再委託は原則禁止とする。ただし、セミナー等の実施にあたり、専門性等から一部を受注 者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合にあ らかじめ発注者の承認を得た場合はこの限りではない。

13. 提供資料

受注者は、本事業委託契約締結後、必要に応じて発注者から資料の提供を受けた場合は、 本事業の遂行の目的に限り活用することとする。

14. 法令順守・機密保持

- (1) 受注者は、法令等に基づいて適切に事業を遂行すること。
- (2) 受注者は、業務上知り得た機密を本事業委託契約の継続中はもとより、契約が完了した後においても、第三者に漏らしてはならない。
- (3) 受注者は、提供資料の盗難、毀損、もしくは汚損が生じた場合、または漏洩、滅失、 紛失等の事故が発生した場合は、直ちにその状況を発注者に報告し、受注者の責任に おいて本事業の遂行における支障を解決しなければならない。また、事故への対応後、 受注者は速やかに報告書を発注者に提出しなければならない。
- (4) 受注者は、以上の事項に違反して発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害 を賠償しなければならない。発注者が受注者の違反行為につき第三者から損害の賠償 を求められたときも同様とする。

15. その他

その他、本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者で協議のうえ定めるものとする。

16. 担当部署

枚方市 観光にぎわい部 商工振興課 大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号 枚方市役所 別館3階

電話 072-841-1381

メール shokou@city. hirakata. osaka. jp